

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成27年9月11日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	三浦進吾君	副委員長	滝川美幸君
	山本今朝雄君		長谷部集君
	小浦宗光君		保坂芳子君
	樋泉明広君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（10名）

議長	有泉庸一郎君		金丸幸司君
	五味武彦君		金丸寛君
	松井豊君		清水正二君
	斉藤芳夫君		米山昇君
	内藤久歳君		藤原正夫君

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	有泉善人君	総務部長	坂本太久己君
市民部長	清水春雄君	生活環境部長	長田治君
教育部長	奥野経雄君	秘書政策課長	内藤博文君
企画財政課長	三井敏夫君	総務課長	生山勝君
消防防災対策室長	斉藤晴彦君	市民窓口課長	佐野勝馬君
税務課長	古屋正彦君	市民活動支援課長	長谷川秀明君
教育総務課長	長田隆君	学校教育課長	横森貴志君

総合政策係長	丸山英資君	財政係長	宮本裕君
総務係長	小澤明君	消防防災係長	広瀬修君
届出窓口係長	河野晴美君	市民税係長	五味万里君
資産税係長	瀧波秀彰君	市民活動支援係長	伊藤敦君
市民生活係長	新津誠君	施設係長	相川泰史君
学事係長	日本修君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	武川訓	書記	山岡広司
書記	有野恵里		

審査内容

1 条例等審査

議案第51号 甲斐市個人情報保護条例の一部改正の件

議案第52号 甲斐市手数料条例の一部改正の件

議案第56号 甲斐市民温泉条例の一部改正の件

2 補正予算

議案第55号 平成27年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）

3 請願審査

請願第27-2号 「戦争法案」に反対する意見書提出を求める請願書

請願第27-3号 「安全保障関連法案」の今国会における慎重な審議を求める請願書

4 その他

開会 午前 9時28分

○書記（山岡広司君） 改めましておはようございます。

きょうは総務教育常任委員会ということでご参集ご苦労さまです。

きょうは定例会初日に付託をされました議案につきましてご審議のほうよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、三浦委員長より挨拶をいただき、進行のほうを進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（三浦進吾君） おはようございます。

外を見ますと、晴天でございますけれども、きのう、あるいはおとといもでございますけれども、栃木、茨城、そして何か今宮城のほうが大変特別警戒警報が出ているということでございます。線状降水帯といって、雲が連なって来ている状況があつて、このような災害が起きているということでございます。考えみますと、きのうですか、甲斐市でも上福沢で少し土砂崩れがございましたけれども、線状降水帯がもし西のほうに来た場合には、この甲斐市もというふうなことがあつたかなというふうに思うと、大変自然というものは恐ろしいというように感じます。災害に遭われた方はお見舞い申し上げ、委員長の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

○委員長（三浦進吾君） 本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案第51号 甲斐市個人情報保護条例の一部改正の件外3議案及び請願第27－3 「安全保障関連法案」の今国会における慎重な審議を求める請願書外1件の請願の審査を行います。

審査は、初めに条例審査から行い、次に、一般会計補正予算歳出歳入の審査、その後、請願審査の順で行います。

それでは、議案審査に入ります。

これより付託されました各議案の審査を行います。

審査に当たっては一問一答方式とし、会議規則第116条を遵守し、発言は全て簡明にするようお願いいたします。

また、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

傍聴議員の質疑はさきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

なお、会派の割り当て人数については、創政甲斐クラブ3人、新政クラブ2人、颯新クラブ1名、共産党甲斐市議団1人、公明党1人となっております。

それでは、審査に入ります。

まず初めに、議案第51号 甲斐市個人情報保護条例の一部改正の件を議題といたします。議案について当局の説明を求めます。

生山総務課長。

○総務課長（生山 勝君） 大変お疲れさまです。

総務課の生山です。よろしくお願いをいたします。

まず、こちら議案集の9ページをお願いいたします。

9ページの議案第51号 甲斐市個人情報保護条例の一部改正の件につきましてご説明を申し上げます。

なお、条例の改正内容の説明につきましては、本日お配りをいたしましたこちらの一部改正の概要というものをお配りさせていただきました。こちらのほうでご説明させていただきます。

なお、本日お配りいたしました資料は8月24日の総務教育常任委員会の資料と同じものでありますが、改正内容等につきましては説明をいたしませんでした。本日、改めて説明をさせていただきます。

なお、若干重複するところがありますが、ご了承いただきたいと思います。

それでは、こちら一部改正の概要につきましてご説明させていただきます。

まず、改正の理由、これにつきましては、条例の一部改正の提案理由でもございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、略して番号法が本年10月5日に施行されます。個人番号は重要な個人識別機能を有しているため、番号法では一般法であります個人情報保護法などよりもさらに厳格な個人情報保護措置を講じております。

また、番号法第31条では、地方公共団体にも特定個人情報の保護のために必要な措置を講ずるように規定しております。

番号法における特定個人情報の保護に関する規定は、地方公共団体に対しても適用されることとなります。しかし、番号法第29条の行政機関個人情報保護法等の特例や第30条の情報提供等記録についての特例は、一般法であります行政機関個人情報保護法や個人情報保護法の読みかえとして規定されております。一般法は国の行政機関や独立行政法人等の取り扱いを定めたものでありまして、地方公共団体の条例には適用されません。このため、地方公共団体においては一般法の読みかえの趣旨を踏まえて、条例の整備を行うことが求められていることから、本市におきましても特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために、甲斐市個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

2、改正のイメージ図であります。

個人情報の保護に関する法律は3つあり、それぞれ個人の権利・権益を保護することを目的に、平成15年5月23日に成立いたしました。旧3町におきましても町民の権利・権益を保護するために、個人情報保護条例を制定していたことから、合併時の平成16年9月1日に甲斐市個人情報保護条例を制定いたしました。

2ページをお願いいたします。

その後、マイナンバー関連の2つの法律が平成25年5月31日に成立をいたしました。マイナンバー関連法では、先ほどの改正の理由でも述べましたが、まず①といたしまして、特定個人情報について一般の個人情報よりも厳格な保護措置を講じていること。また、②といたしまして、地方公共団体にも特定個人情報の保護のために必要な措置を講じるように規定されていることから、今般甲斐市個人情報保護条例の一部を改正するものであります。

3、改正の内容であります。

番号法第29条では、情報提供等記録を除く特定個人情報について、また、番号法第30条では、情報提供等記録については、それぞれ個人情報保護法の読みかえ規定を定めております。この法律の読みかえ規定は、地方公共団体に適用されないことから、この情報提供等記録を除く特定個人情報と情報提供等記録については条例で規定するものであります。

情報提供等記録とそれ以外の特定個人情報の異同であります。

左側が番号法第29条の特定個人情報を踏まえた改正であり、改正する項目は①の目的外利用の制限から、⑤の他の法例による開示の実施との調整までの5項目となります。右側は番号法第30条の情報提供等記録を踏まえた改正であり、改正する項目は①の目的外利用の

制限から⑦の訂正の通知先までの7項目となります。特定個人情報と情報提供等記録がそれぞれ項目ごとに同じ改正内容なのか、異なる改正なのかを異同で示しました。

3ページをお願いいたします。

ここからは番号法の趣旨を踏まえて、情報提供等記録とそれ以外の特定個人情報を条例で規定する改正内容であります。情報提供等記録とそれ以外の特定個人情報の異同の詳細となります。黒丸の定義で規定しました甲斐市個人情報保護条例第2条の改正内容であります。

番号法で求められる保護措置を条例で整備するため、特定個人情報は番号法で定義された特定個人情報を条例においても同様に定義するものであります。ここで言う特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報のことであります。

また、情報提供等記録も番号法で定義された情報提供等記録を条例において同様に定義するものであります。ここで言う情報提供等記録とは、特定個人情報の情報連携を行った際に記録する情報照会者、提供者の名称や照会、提供された特定個人情報の項目等についての情報であります。

次に、黒丸の利用及び提供の制限を規定いたしました条例第8条の2、第8条の3の改正内容であります。

番号法は特定個人情報の目的外利用について、一般の個人情報よりもさらに厳格にするため、目的外利用の例外事由を限定しております。特定個人情報では、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合を除いて原則禁止とするものであります。

情報提供等記録では、利用目的以外の利用を禁止するものであります。

次に、黒丸の保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求を規定した条例第9条の改正内容であります。

特定個人情報では、既存の条例で対応いたしますが、情報提供等記録では、利用目的以外の利用ができないため、措置要求可能な保有個人情報の範囲から、情報提供等記録を除きます。

4ページをお願いいたします。

黒丸の開示、訂正、利用停止に関する規定の条例第12条、13条、14条、27条、28条、35条、36条のそれぞれの改正内容であります。

特定個人情報では、他団体と情報連携が行われるので、本人の個人情報に対する関与について、より一層の保護が必要であることから、これらの権利を容易に実現できるよう、一般

の個人情報で認められている本人、法定代理人に加え、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認める改正であります。

情報提供等記録では、本人、法定代理人に加え、任意代理人による開示請求、訂正請求は認めますが、利用停止請求は認めないとするものであります。

次に、黒丸の開示、訂正時の移送に関する規定の条例第21条、第33条の改正内容であります。

特定個人情報では、既存の条例で対応しますが、情報提供等記録では、他の機関で開示等の決定をする場合が想定されないことから、開示・訂正決定に際し、他の期間への移送を認めないとするものであります。

5ページをお願いいたします。

黒丸の他の法例による開示の実施との調整に関する規定の条例第25条の改正内容であります。

番号法による開示請求はインターネットを用いた方法のみとされているため、パソコンを利用できない方でも開示請求できるように、番号法に基づき、インターネットによる開示請求手続と個人情報保護条例に基づき、文書による開示請求手続の両方を可能とするものであります。特定個人情報と情報提供等記録はそれぞれ他の法例による開示の実施との調整規定を適用除外とします。

次に、黒丸の訂正の通知先に関する規定の条例第34条の改正内容であります。

特定個人情報では、既存の条例で対応いたしますが、情報提供等記録では、情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されるものでありまして、訂正した場合には、これらの主体に通知する規定を設けるものであります。

6ページをお願いいたします。

黒丸の利用停止の請求の条件に関する規定の条例第35条の改正内容であります。

番号法は、特定個人情報について、同法に違反する行為のうち、特に不適切なものが行われた場合にも利用停止請求を認めているため、条例における特定個人情報でも、①といたしまして、利用制限に対する違反、②収集制限・保管制限に対する違反、③ファイル作成制限に対する違反、④提供制限に対する違反についても利用停止請求を認めるものであります。

情報提供等記録については、システム上自動保存されるので、利用制限等に違反する取り扱いが想定されないため、利用停止請求を認めないことになっております。

条例の一部改正の概要の説明は以上となります。

また、こちらの定例市議会資料9ページから20ページまでが一部改正の新旧対照表と規則の案となっております。

以上で議案第51号 甲斐市個人情報保護条例の一部改正の説明とさせていただきます。
ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） なかなか厳しい規定が設けられておりますけれども、中身がなかなか消化できないという面もありますが、わからない点を二、三お聞きします。

1つは、今回のこの甲斐市個人情報保護条例の改正はマイナンバー制度に基づいて変えていくんだということですが、マイナンバーについては、私、6月議会で質問をさせてもらっていますけれども、そのときに市民とか民間事業者のマイナンバーに対する認知度ですよね、大分何かおくられていると。また、中小商工業者なんかはなかなかそこまで、1月からの実施になってはいますが、厳しいという状況がありますけれども、その辺の市民、民間事業者の認知度、また準備状況についてお伺いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 新聞紙上によりますと、マイナンバーに対する認知度とか、そういうものは非常に低いということが掲載されております。本市におきましては、一応マイナンバー制度につきまして、市民への周知ということで、現在もホームページのほうへアップいたしまして、マイナンバー制度の周知を行っております。

また、広報紙「かい」で9月号、10月号、2カ月にわたりまして特集記事を組みまして、周知を予定しております。

また、民間事業者につきましては、甲斐市商工会とか県のほうにおきましても、事業者を対象とした説明会を開催しているところではありますが、問い合わせ等が総務課等にあった場合につきましては、そういうものにつきましても対応しているという状況でございます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 報道によりますと、一部10月あるいは1月にはカードも届かないと

いう状況があるよと。今ちょっと触れていただいたんですけれども、そういう状況は大丈夫ということですね。準備は十分にやられているというふうに理解をしいですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 通知カードにつきましては、現在、予定でございますが、地方公共団体情報システム機構というところから10月14日から各世帯へ通知カードが発送される予定になっております。ただ、10月中につきましては、10月14日から配布されるわけですが、10月中には約過半数の世帯が届けられると。それから、11月の9日の週末には9割程度の世帯に届けられると。そして、11月中には全世帯に届けられるということのスケジュールになっております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この漏えい問題、125万件もの年金の流出事件、これは全国の国民の皆さんに非常に不安と不信とショックを与えたということがあるんですが、そういう点を考えますと、今回のこの個人情報についての保護条例、これも厳格にはなっていますが、いろいろと問題も出てくるのではないかなと、こんなふうに思うんですね。本市のマイナンバー制度に対しての財政負担というか、そういったものはどのくらい負担されているのか。若干知っている範囲で結構ですので、お聞きしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

○委員（樋泉明広君） 後で教えてもらってもいいですけども。

○委員長（三浦進吾君） 後でいいですか。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 今年度当初予算に情報政策ということの中で、マイナンバー法が導入されることによりまして、4システムを改修するというので、いわゆる国の国庫補助の対象となっているもの、全額対象になっているもの、また、半分対象というものがございます。そういうものを一括で総務課のほうで計上をしております。金額につきましては、申しわけございません、後ほどご提示させていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 9ページの甲斐市の個人情報保護条例の新旧対照表の中の9ページですが、第2条の7、保有特定個人情報、実施機関が保有し、または保有しようとする特定個

人情報という中身なんですけど、ちょっともう一回、先ほども説明あったんですけど、聞き落とした面があるんですけど、どういうものがその中に含まれるのか教えていただけますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 先ほどこちらのほうの概要の資料のほうで保有特定個人情報というものにつきましては、資料はありませんけれども、一応口頭で申しますと、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した特定個人情報でありまして、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもののうち公文書に記録されているものを言うというふうな規定をされております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） よくわからんね。じゃ、その下のほうの8のほう、イ、個人番号に対応し、当該個人番号にかかわって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民コード以外のものと。どういう中身になるんでしょうかね。先ほど説明があったと思うんですけど。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 特定個人情報ファイルということの中で、一応2つを規定しております。特定個人情報ファイルにつきましては、個人情報を含む情報の一応集合体という言い方でありまして、特定個人情報を電子計算機等を用いて検索することができるように体系的に構成したもののうち、個人番号をその内容に含むというものを言っております。

また、こちらのほうには当然個人番号は12桁でございますが、その中で当然各省庁ごとに符号をつけます。そういう符号に基づいて情報のやりとりをするという形になっております。それが一応符号、記号という言い方になっております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限とありますが、先ほど説明をされた内容の中のどこに当たるのかももう一回教えていただけますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 第8条の関係のものにつきまして、また、第8条2、第8条3という形が10ページの新旧対照表でございます。こちらのほうにつきましては、先ほどの概要の3ページの2番目の黒丸にあります利用及び提供の制限ということで、条例の第8条の2、条例の第8条の3、こちらにいわゆる該当するものでございます。番号法につきましては、先ほどからちょっと申しておりますが、特定個人情報の目的外利用につきましては、一般の個人情報よりもさらに厳格にしているということの中で、目的外利用の例外事由を定めていると。それにつきましては、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合を除いて原則禁止という厳しい規定が設けられております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） よくわからんですけれども、本市の社会保障、これマイナンバー法の中の一環であります。社会保障とか税とか災害対策、預金口座、特定健診、予防接種なんかの具体的に管理をマイナンバーでされるということですが、具体的な内容とか関係するこの事務数、個人情報項目というのは関係部局ではどういうふうに扱うんですかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 情報の漏えい対策とか個人情報保護ということの中でお答えさせていただきますけれども、いわゆる国のほうにおきましても、市も当然でございますが、個人情報が外部に漏れるのではないかと、また、他人のマイナンバーで成り済ましが起こるんじゃないかということが懸念されております。そういう懸念に対しましては、個人情報につきましては一元管理しないと。例えば従来どおり年金の情報につきましては年金事務所、それから所得税などの国税の情報については税務署といったことの中で、おのこの必要とするところだけ管理をするということでもあります。

また、先ほどちょっと触れましたけれども、各行政機関での情報のやりとりにつきましては、マイナンバーを直接使用せずに、システムにアクセス可能な職員を制限し、誰でもできませんよと。いわゆるシステムにアクセス可能な職員を制限し、通信する場合は暗号化、先ほど言いました符号等を用いて行うということでもあります。本市におきましても、当然この

情報漏えい等は非常に重大な問題でありますから、情報セキュリティー研修を通じまして、担当者以外がマイナンバーを取り扱うことがないように取り扱い責任者を明確にしていきたいと思います。また、他人にのぞき見されないようなパーテーションの設置とか、それから座席を工夫して情報の漏洩対策を行ってまいります。いずれにいたしましても、国とか県と連携いたしまして、個人情報の漏えいが発生しないよう万全の体制を築いていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 担当者以外だけの、担当者はどういう方がなるのか、その辺はいかがですか。これ大事なところ。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） いわゆるマイナンバーの通知カードまた個人カードを取り扱う市民窓口課が一番最初中心になってまいります。その中で一応全職員ということではなくて、いわゆる課長が当然その責任者になります。そして、あと係長とか数人の限定される職員にアクセス可能という形のものと考えております。ですから、市民窓口課の職員の全職員がそれに対応できるというものではなくて、数人に限定をしてみたいというものでございます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 何か説明を聞いたんですけども、よくわからないんですね。そして、例えば私が今度人に聞かれた場合に、住民の違う人に聞かれた場合も、マイナンバーってどういうものだと。議会で聞いたでしようと言われても、今の説明でもって私ちょっとわかりにくいですよ。説明しにくいですけども、これは無理してこんなふうに難しくしてあるんですか。それとも生山課長が難しく考えてですか。何かわかりにくいような、ちょっと理解、普通の条例と何かちょっといろいろ難しい言葉もありまして、ちょっとわかりにくくてあれですけども、これは漏えいとかセキュリティーとかをうんと厳しくやっているというようなことですけども、そういうものがやっぱりこのマイナンバーが人に知られた場合は問題があるということですか。あの人の番号は何番だ、あの人は番号何番だ、そのことが知

られた場合はいろいろ不都合が出るということですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 当然マイナンバーの中には生年月日、それから居住地等々いろいろな個人情報が入っているということの中で、国のほうでもちょっと今心配されているのが、マイナンバーを拾った方が、それを持っていわゆる悪用するんじゃないかというようなことも懸念されております。そのような中で、いわゆる来年の1月から発行される個人番号につきましては、法的身分証明書という機能がありますから、顔写真等がついておりますから、本人確認等はできるとは思うんですけども、ただ、それにつきましても例えば顔写真の偽造とか、そういうものも可能になってくるということがありますから、いわゆる金融機関とか、そういう関係機関でも本人確認は行っていくということが本日の新聞でも掲載されておりました。

また、いわゆるマイナンバーにつきましては、先ほど言いました個人情報が集約されているということのものでありますから、そのマイナンバーをいわゆる知られることによって、その集約された個人情報が他人にわかってしまうということが懸念される場所があります。そのために個人情報保護を徹底していくという場所があります。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） そういうことでせつかくマイナンバーをつけても、その番号が人に知られた場合はうまくないということだったら、今のままの例えば今の名前と住所があれば個人のことは全部わかりますから、名前でもって個人情報が全部わかるわけですけども、わざわざマイナンバーに統一しなくても、今の現状でもそのままいけるじゃないかと思うんですけども、かえって番号をつけたばかりに、保護とかセキュリティーとかという、そういうことのほうが何かいろいろこれからも新しい問題が、今現在では全然想定していないような問題がいっぱい出てきて、相当混乱するんじゃないかと思うんですけども、ほかの外国なんかではこういうものをやっているところがあるということですけども、そういうところではそういう混乱とか、そういうことがもう全部通り過ぎて、今は安定してやっているということですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） マイナンバーにつきましては、既に世界各国で導入されております。アジアでは韓国、中国、シンガポールというようなところは導入されております。また、今アメリカで一番問題になっておりますのは、いわゆる不法でアメリカに入国している人がナンバーを盗んで働き先を探しているとか、また、死んだ家族になりすまして年金を不正受給しているとか、また、いわゆるマイナンバーが売買されているというようなことが現在アメリカでは問題になっているというところでもあります。

また、マイナンバーを導入することによって市民のメリットというところをちょっとお話しさせていただきますと、いわゆる今まで各課のほうで申請書を上げるときに、いわゆる住民票を添付ということがあります。例えばいろいろな課に2カ所、3カ所に申請書を上げる中で、住民票を3通添付するようなことがあります。今度マイナンバーが導入されれば、その住民票添付はなくなります。それから、あと所得証明、いわゆる各課に申請を上げるときに所得証明が義務づけられているところがあります。それも今度マイナンバーが導入されることによりまして、所得証明の添付も省略されるということの中で、申請書類等の添付は省略されていくということがメリットであります。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） すみません、僕が頭悪いのかよくわからないんですけども、この条例の改正理由の番号法の関係で、通常であれば法律によってそれぞれの自治体の条例なんかにも適用がされるんですけども、ここにある第29条と第30条の情報提供等記録と特定個人情報で、地方公共団体の条例には適用されないものがあるからこういうことをしているということだと思えるんですけども、その辺の基本的なところがまだちょっとイメージできないというか、自分の頭の中でのみ込めないんですけども、それをもうちょっと教えてもらえますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） こちらがいわゆる市のほうへ適用されないという理由でございますが、まず、一般の法律であります、いわゆる個人情報保護法というものがございます。また、それ以外に行政機関の個人情報保護法、また、ここにある3つの法律、行政機関の改正イメージ図、こちらがございます。この中で改正イメージ図の中で行政機関の保有する個人

情報に関する法律、また独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律、こちらのほうにつきましては、いわゆる国のほうには法律はその法律がありますから、読みかえ規定ということが出来ますけれども、市のほうにつきましては、こちらの法律の読みかえ規定がございません。いわゆる読みかえるということができません。ですから、あえて市のほうではそのことを文言として盛っていかなければならないということでもあります。その文言として盛るべきものが先ほどから出ております特定個人情報の関係とか、情報提供等記録、こういうものを市のほうの条例に定義づけをして盛り込んで保護していくという内容でございます。国のほうではもう既に法律がありますから、その法律を読みかえることによって対応できますけれども、市のほうではその法律を読みかえることができませんので、あえてそういうものの文言を定義して、それを条例の中へ盛り込んで、今回改正して保護していくという内容でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） すみません、その読みかえるという、それがちょっとよくわからない部分があるんですけども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本部長。

○総務部長（坂本太久己君） 大変お疲れさまでございます。

非常に難しい言い回しというか、いろいろ改正を今回させていただくわけですが、今、生山課長が説明をしたとおり、現在、国の中ではこの個人情報の保護法制、この中には一般的に3つの法律があります。それが今言う行政機関の個人情報の保護法と独立行政法人の個人情報の保護法と一般的な個人の個人情報の保護法、この3つが現在施行されているということなんです、この今回出ました個人番号の番号法、これについてもこの3法に言う個人情報に該当するということなので、この3法の中で本来適用される個人情報ですよというふうに国は言っているわけです。ただ、原則この3つの法律がこの番号法の中にも適用されていくということなんです、本来、現在甲斐市のほうでは条例の中に個人情報保護の条例がございます。これというのは最初この一般3法ができたときに、各自治体、地方公共団体ではそれをもとにして、各それぞれの自治体で地方自治の観点から、自分たちが保護すべきものを自治体で決めなさいということで、基本法の中から地方公共団体が個別にその取り扱いの方法を定めてきたということで、現在甲斐市の中にも個人情報保護条例というのがあ

るんですが、そういうことも踏まえて、本来はこの3法の中で読みかえを今言うようにすれば事は足りるんですが、ただ、それぞれの地方公共団体の自治をしているという中で、その使い方等については条例の中で決めているということで、この今ある条例を生かすために3法の中から出た番号法の取り扱いのことについてさらに厳しく地方公共団体のほうで定めたいということで、今回この条例の改正をしたということで、今までの個人情報保護条例をさらにこの番号法を適用するために厳格に行っていくということで一部改正を今回行っているということで、5項目なりいろいろな目的外の使用の禁止とかいろいろありますが、それをさらに地方公共団体の事務の中でこういうことも厳しく規定していくということで今回改正をさせていただいたということで、一般の大もと、本来の個人番号という法律の中の大もとは国の法律で規制されるわけですが、個々のものについては条例で地方公共団体で定めるということで、今回のこの改正に至ったということの内容になっていますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 今回のこの個人情報の改正については、県内では一斉に各市町村が行うという動きなんでしょうか、それとも期限を切っていつまでに変えろという方向なのか、また県ではどうするのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 条例の改正の時期ということでございますが、先ほど言いました、いわゆる番号法は本年の10月5日から施行されます、法律が。そういたしますと、この9月議会でこの個人情報の保護に関する条例等を改正しておきませんと、そういう対応ができないということでございますから、県内、全国でございますが、この9月議会では提出をされていると思います。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 今の説明のとおり、全国で今一斉に9月議会でやっているということですがけれども、内容的には全国的にどこの自治体も同じ内容というふうに考えてよろしい

ですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 国から法律がございまして、その法律に基づく内容での改正という形になってまいります。そういたしますと、国のほうから、県のほうから、いわゆる例というようなものも流れてきます。こういう形のもので適用になりますよということで。そういうものを踏まえた中で、市としての独自性をつくる場所もあるかもわかりませんが、ほぼ大体同じような内容での改正でなかろうかというふうに思っております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 斉藤です。

このマイナンバー制になって、いわゆる今まで埋もれていたような新たな個人情報みたいなものも湧いてくるわけですね、極端に言うと。要するにいろいろなことがあります。例えば申告漏れ、その他何だかんだと、納税義務云々とかそういうことがいろいろ出てくるんですけども、これは対象とする事務事業が非常にふえてくる可能性というのが行政側に出ないかなということが1つと、5,000万円近くシステム改修の経費をかけるだけのメリットとデメリットは地方の行政側でどういうふうに考えられるというふうに考えていますか。国がみんなやってくれるなら、国から言われたんだから仕方がないからやるよということだけでも、宛てがわれてくるいろいろな事業とか事務というのは地方の自治体で全部やらんならんとなると、また事務の量が煩雑になって、いろいろなことがいろいろというふうに感じる部分があるんですけども、その辺はどう考えていますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） マイナンバー制度が導入されることによりまして、自治体事務量ということでございますが、当然ないときと、これが導入されれば、当然導入されたほうの事務量はふえてくるということは事実でございます。ただ、先ほども言いましたように、こ

れがマイナンバーでいろいろ個人的な情報が入ってきますから、いわゆるそういう部分では活用的な部分につきましては非常にそれは今までよりは簡索性というか、それができるんじゃないかなろうかというふうに思っております。いわゆる今まで多機関がそれぞれ照会をする部分が1カ所でそれがわかるというところでもあります。

それから、財源的なお話になりますけれども、先ほども樋泉委員さんのご質問にも出ましたけれども、ちょっと金額がわかりましたので、一応本年度の当初予算にこのシステム改修ということで1億800万計上してございます。本年度当初予算、マイナンバーに対するシステム改修ということで。そのうち約6,400万、一応国のほうから来る補助金ということで見越しております。そういたしますと、約6割を見越しておるわけではありますが、現状国のほうでも各省庁によりまして、いわゆる100%の補助、また5割の補助ということの中で、まだ明確に定まっております。ですから、一応6割を計上して6,400万で計上しておりますが、これを下回る可能性も出てくるというところでもあります。

また、そういたしますと、国の国策でありながら、市のほうの財政負担もふえてくるというところでは当然の事実でございます。ただ、そういう事実でございますが、こういう制度をすることによりまして、市民の皆様を初めとする、いわゆる今まで市役所へ行きますと、いろいろ添付書類等が複雑でしたけれども、そういうものがいわゆる簡素化されるというメリットは十分あるかと思えます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） そういった場合に、いわゆる確定申告をちゃんとしてないだとか、あるいは源泉徴収でちゃんとやっている人はいいんだけど、個人事業者で適当な申告というのと、これは市民を信頼しないわけにいかないんだけど、そういうような場合の人も中には現実的に、これはこれから税務のほうの関係になるんだけど、そういう人も結構あるわけですよ。だけれども、それは今の段階では税務署がやることであって、非常に埋もれている状態になっているわけですよ。そうすると、そういうのが一つの一元化されたことによって、役所のほうに全部全てが明らかになってきた場合に、今度は税務署の仕事は減るけれども、役所の仕事はふえるということに必ずなるんですよ、この辺は。これは非常に大変なことを請け負わざるを得ないというふうになるというふうには私は思うんだけど、それでも一元化されるから省略されるというふうにはなかなか思いつらいんだけど、大丈夫ですかね、本当に。

○委員長（三浦進吾君） 当局、生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 税務関係につきましては、いわゆる税務署に提出する確定申告とか、また法定調書、そういうものにマイナンバーを使えるとともに、例えば市町村に提出する給与支払い報告書、いわゆる甲斐市に住んでいる方がお勤めされているところから給与支払い報告書をとります。そこにマイナンバーが付されてくるということになります。今齊藤議員さんのご質問の中で、いわゆる税務署関係で国税でなんかで未申告の方が埋もれているものが出てきて、それが地方のほうの仕事になってくるんじゃないかなろうかというお話ですが、一応税の連携をすることによりましては、いわゆる公平性というか、いわゆる今まではそういうことの中で個人の所得等がわからなかった部分が今度はマイナンバーをすることによって税務署のほうで資産状況がわかるということがございます。そうすることによりまして、今度はそれに基づいて地方税のほうも、いわゆる埋もれている地方税につきましては当然転嫁ができますから、そういう部分では連携をとる中での地方税の収入が上がってくるということは考えられるところであります。ただ、事務的には先ほど申しましたようにふえてくるということはあるかと思えます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 先ほどの説明の中で、国の法律が3法あって、行政、それから個人、個人情報保護法というものがあって、それを踏まえて地方に合った条例を制定するというところでいいですか。ちょっとひとつその辺を確認します。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） こちらの改正概要でございますが、今の改正イメージでこの3法がございます、2番の真ん中に。このいわゆる3つの法律が定められているということで、それから今度その次のほうに行きまして、2ページに一応マイナンバー関連法ということの中で行政手続とか、こういう法律も施行されているということで、いわゆるこちらのほうの2ページのこの法律のマイナンバー関連法が施行されたことに伴いまして、甲斐市のほうでもこれのセキュリティー、個人情報を守るために条例の一部改正をするというところであります。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） それで、ひとつその辺に関して今までよりさらに厳格にやるという部分がありますよね。その厳格にやるという部分が今までと比べてどこをどういうふうに厳格になったのか、その辺のところをちょっと。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） どのように厳格になったかというところではありますが、まず、お配りいたしました概要についての3ページのところで、中段に黒丸、利用及び提供の制限というところがあります。こちらのほうで番号法の趣旨でいきますと、目的外利用につきましては一般の個人情報でさらに厳格にするためということで、厳格ということが出てきております。これは何を厳格にするかといいますと、いわゆる人の生命とか身体または財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、また本人の同意を得ることが困難である場合を除いては原則禁止をしているというところがあります。

また、目的外利用の中では、開示とか訂正、利用の停止に関する規定では4ページをお願いいたします。4ページの一番上のところに開示、訂正、利用停止に関する規定ということで、こちらのほうに改正内容ということで、特定個人情報、従来個人情報では法定代理人というものがございましたが、今度はそれに任意代理人による開示請求とか訂正請求、利用停止の請求を認めるということで、こちらのほうもこういう形の中でいわゆる厳格性を出しているというところがあります。

以上であります。

○議員（内藤久歳君） はい、わかりました。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） これは議会資料の16、17、18、19で請求書とかいろいろなものがありますよね。ちょっと細かいところからなんですけれども、16ページのこういう開示請求書、それから17ページの下のほうから訂正請求書、それから19ページで利用停止請求書というのが具体的にあるんですが、これは今まであったものを再利用というか、継続して使うということでもいいんでしょうかね。新しくつくったんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 16ページからは一応規則の一部改正ということで、様式等を現在ある様式を必要に応じて改正をしていると。新たにということではなくて、現在ある様式を改正している。その改正する理由といたしましては、今まで住民基本台帳カードというものがありませんでしたが、それも今度なくなって、個人番号カードというものに改めたり、また法定代理人を代理人に改めたりというようなものであります。そのような形の中で今回条例を改正する中で、この規則の改正が必要と生じたものにつきまして一部の改正を加えているというものでございます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） それで、19ページの保有個人情報利用停止請求書となると思うんですよね。これも今まであったものをちょっと変えたものだと思うんですが、実際に今までこういうもので停止してくれという事例があったと思うんですよね。そういったものが具体的にあったのかどうかと、もう一つすみません、それぞれの表の下に本請求は90日以内に提出してくださいということがある。それを外した場合はどうなるか。それから、利用停止をしてもらったけれども、今度はいいよといった場合の請求書があるのかどうか、この辺がちょっとわからないんですが。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） まず、19ページの保有個人情報利用停止の請求書ということで、これは従来から定められている様式でございまして、今まで出されたかということでございますが、今私の記憶している範囲では出された経緯はございません。

それから、また90日、いわゆる情報訂正請求が一応90日を超えた場合にはどうなるかというところではありますが、一応規則の中で90日以内に提出をしてくださいというところがありますので、一応この規則につきましてはそれを遵守すると。ただ、特別な事情があって90日以内に出されない場合というものがあつた場合につきましては、その事情を参酌する中で対応していくということになるかと思ひます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 金丸幸司議員。

○議員（金丸幸司君） ちょっとすみません、1点お伺いしたいんですけれども、先ほどもらった資料の6ページで、収集制限とか保管制限に関するというのがあつたんですけれども、こ

これは今後各市町村といろいろ情報の共有というか、個人のやりとりがあると思うんですけども、これに対する保管の期限というのが決まっているのでしょうか。それとも向こうからいただいた情報はずっとそのまま保管しなければならないのか、それともある程度何か用が済んだら処分するのか、ちょっとその辺についてお伺いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小澤係長。

○総務係長（小澤 明君） 収集した資料とかにつきましては、収集というのが申請書とかになると思うんですけども、そういったものにつきましては、申請書のそれぞれの市の文書保存期限というのがありますので、それに基づいてずっと保管するのではなくて、その文書保存期限に基づいて的確に処分をしていくということで、期限がついたものにつきましては必ず処分のほうを、甲斐市で言いますと溶解をして処分をしていますけれども、そういった形で市民の方に見られるような形でなくて、形を残さないような形で処分をしていく形になるかと思えます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

清水議員。

○議員（清水正二君） ちょっとすみません、私もよくわからないんですけども、わからない中で、個人情報保護法という形の中で、開示請求権と資料のほうの11ページと12ページですけども、それから開示請求の手続というところに代理人というような形があるんですね。代理人でもって、未成年者の場合には本人の同意を必要とするというふうな形があるんですけども、この代理人と、その本人の同意というものは、これは条例の中だけでも、細則としてその同意の確認とか、そういったものというのはどこか細則でもってあるのでしょうか。まだこれからそれをつくるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 本人とか法定代理人というのにつきましては当然わかるわけですけども、任意代理人という定義でございますが、いわゆる本人が行けない場合、任意にこの方を代理人にするというものの例えばこういう用紙とか、そういう依頼文とか、そういうものがあることによりまして、それを一応任意で代理人とするというものを認めるということが可能かと思えます。いわゆる本人と法定代理人に規定してしまうと、その2人しかもう

できませんので、いわゆるこれにつきましてはさらに任意代理人ということの中で任意に指定できる代理人を決めることによりまして、その方によって開示とか訂正とか利用停止ができるということを委任できるというものになってきております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 清水議員。

○議員（清水正二君） 開示請求ということになると、その任意代理人という中で同意というものが確実にない情報の秘密の保持というか、そのものができないような気がするんですけども、例えば委任状ありますよね。それでもって情報というのがどの程度まで開示されていくのかということになると、具体的にはどういうふうなものになるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 一般的には委任状と呼ばれるものになってまいります。いわゆる委任状を作成することによりまして、任意の代理人という形になってまいります。今までは当然法定代理人ですから、法で定まった代理人ということがありましたけれども、今度はそれに任意代理人、いわゆる委任状等を添えることによりまして、その方が開示とか訂正とか、そういうものができるということになってまいります。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第51号 甲斐市個人情報保護条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

討論ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 22番、日本共産党甲斐市議団、樋泉であります。

議案第51号 甲斐市個人情報保護条例の一部改正の件の反対討論を行います。

本条例改正は、現行手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う特定個人情報の保護を図るための条例改正で、一般個人情報保護条例よりも厳格な内容になっていることは承知をしております。

しかし、9月3日、マイナンバー法と個人情報保護法を一体によって衆議院で可決成立をいたしました。この法律の狙いは、個人情報の取り扱いルールを定めて企業が活用しやすくすることと、個人情報保護委員会を設定して情報不正利用、流出を防げるとしております。

しかし、ナンバー制度は10月から個人番号を各世帯に通知し、来年1月から税金、社会保障、災害関連に加えて預金口座、特定健診、予防接種の管理にも活用し、自治体として独自に番号を使いやすくする法改正であります。内閣府の調査ではマイナンバー制度を知らないという人が50%にも上っているということであります。個人情報の不正利用、プライバシーの侵害があり得るとの不安の声が国民の中には出ております。大量の年金情報の流出問題はひとたび漏えいすれば大きな被害をもたらすことを示しております。その件についてIT政策担当相、これは山口担当相であります、100%の安全はあり得ないと。漏えいを避けることが無理であると認めておられて、日本消費者連盟共同代表も、市民は生活の隅々まで裸の状態で管理される。日弁連の情報問題対策前委員長も、利用分野が広がるほど不正利用も拡大する。サイバー攻撃や人的ミスにより漏えいも防ぎ切れないとのことを言っております。まさに安全対策に不安を残したままの政府の対応であり、こうした個人情報が完全に保証されるのか不安を残す今回の条例改正には同意できません。

以上、反対討論といたします。

○委員長（三浦進吾君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第51号 甲斐市個人情報保護条例の一部改正の件を採決いたします。

本案は起立により採決します。

本案に賛成の方のご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩といたします。

それでは、休憩45分、お願いします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、審査に入ります。

次に、議案第52号 甲斐市手数料条例の一部改正の件について当局の説明を求めます。

佐野市民窓口課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） お疲れさまでございます。

市民窓口課です。引き続きよろしくお願いいいたします。

まず、定例市議会議案集の13ページをお願いいたします。あわせまして定例市議会資料21ページをお願いいたします。

それでは、議案集13ページ、議案第52号 甲斐市手数料条例の一部改正の件について説明いたします。

まず、改正の理由でございますが、提案理由と同じでございます。本年10月からのマイナンバー制度の導入に伴いまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行により交付されます通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の徴収に関する項目の追加と交付が終了となります住民基本台帳カードの交付と再交付手数料の項目を削除するため、甲斐市の手数料条例を改正するというものでございます。

通知カード及び個人番号カードはそれぞれ交付時期が異なりますので、第1条に通知カードの再交付手数料の追加をしまして、第2条に個人番号カードの再交付手数料の追加及び住民基本台帳カードの交付と再交付手数料の項目を削除いたします。

施行日につきましては附則で規定してありますとおり、第1条が平成27年10月5日、第2条が平成28年1月1日とさせていただきます。

改正の内容につきましては、恐れ入りますが、定例市議会資料の21ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

この21ページは議案の第1条に規定されています通知カードの再交付手数料であります。甲斐市手数料条例の第2条において定められております徴収すべき事項及び金額がこの別表にございます。その別表の16の項の次に17通知カードの再交付1件につき500円を追加し、

17の項以下を1項ずつ繰り下げるといふものでございまして、新旧対照表を見ていただきますと、左側が新、右側が旧になっております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

こちらは議案の第2条に規定されています個人番号カードの再交付手数料の追加及び住民基本台帳カードの交付と再交付手数料の項目の削除でございますが、別表の18の項の住民基本台帳カードの交付1件につき500円を、18個人番号カードの再交付1件につき800円に改めまして、19、20の項を削り、21の項以下を2項ずつ繰り上げるという改正でございます。

以上が提案をいたしました条例の一部改正の内容でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） ちょっと確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、28年1月に交付になりますね。これは当然無料でいいですね。それから、有効期限10年と5年がありますよね。その再交付の際もこれは無料でいいということですか。あくまでもなくした場合に再交付して800円、500円という金額になるということですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

佐野課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） 紛失、棄損した場合は再交付手数料をいただくと。28年の10年たって有効期限が過ぎた場合は、まだその辺は決定しておりませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 20歳以上、20歳未満で何か番号カードの大きさが違うようですね。何か大きさが違うということで、20歳未満は5年という有効期限らしいんですが、どのように違うんですか、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

佐野課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） 20歳未満の場合は申請日から5回目の誕生日までが有効期

限です。20歳以上の方は申請日から10回目の誕生日が有効期限でございます。その20歳未満はなぜ5回目の誕生日かと申しますと、若くて容姿が変わる可能性が高いということで、20歳未満は5回ということになっております。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） いいですか。

○委員（山本今朝雄君） はい、ありがとうございました。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） すみません、この再交付、申請をしてカードが手元に入るのは即日なんでしょうか。写真とかいろいろ入っている場合もあるんだけど、本人に渡る期間というのは即日もしくは翌日とか何日かとか、それを郵送方法でやるのか、この辺ちょっとお伺いしたいと思うんですが。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

佐野課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） 再交付、申請をしまして、地方公共団体システム機構というところに交付の申請書を送付します。それからカードをつくっていただいて戻ってきますので、数日かかるということになっております。即日交付はできませんので、よろしく願いします。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） それは本人にできましたよと。とりに来てくださいなのか、郵送なのか、この辺はどうなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

佐野課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） カードができ上がりましたら、その機構のほうから市役所のほうに送られてきます。市役所のほうではその個人に対して、でき上がったよという通知を差し上げます。それによってとりに来ていただいて、そこで暗証番号等を入力していただいて、本人確認をして本人にお渡しするという内容でございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） その今の件に関する件ですけれども、例えばキャッシュカードなんて結構紛失して、拾ったら悪用されるケースがあるんですけれども、金融機関だと、なくしたその時点で個人がすぐ金融機関に連絡して、そのカードをとめるという措置を結構すると思うんですよね。それについてそういう申請をした時点で、その扱いをどうするのか。ただそれだけでなくから再発行しますよということなのか、それともそういう今言った番号のほうへ連絡をしてとめるのか、その辺の措置はどうなっているんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

佐野課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） 紛失した場合はコールセンターとかございます。また、市役所のほうにご連絡をいただければ再交付をするんですが、そのカードの中に4情報とマイナンバーが入っていますけれども、それ以外に管理番号というのが入っております。その管理番号を今度再交付のときは違う数字になって発行しますので、すぐ連絡をいただければとめるということになります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） とめるということなんだけれども、その措置のスピード感ですよね。紛失して申請が来たその時点でぱしっとすぐやるのか、そういうタイムロスがないようにしないと意味がないわけですよね。その辺のところはどういう流れになっているんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

河野係長。

○届出窓口係長（河野晴美君） カードの紛失の場合はコールセンターに連絡をすると、そこで一時停止の対応をされまして、そこで使えなくなります。手元に戻った場合にはそこで解除をする。戻らない場合は廃止を行って、再交付の申請をしていただくような処理になります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。聞こえない。

河野係長、再度答弁お願いします。

○届出窓口係長（河野晴美君） すみません、じゃ、もう一度言います。

コールセンターというところがありますので、そちらに連絡をしますと、そこで一時停止の措置がされます。そこで見つかった場合には一時停止の解除を行う。見つからなかった場合はそのまま廃止の手続をして、再交付の申請をしていただくようになります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第52号 甲斐市手数料条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 議案第52号 甲斐市手数料条例の一部改正の件の反対討論を行います。

本条例改正も、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い交付される通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を徴収するための改正であります。

交付、再交付が終了となる住民基本台帳カードの項目を削除するための改正であります、この条例も甲斐市個人情報保護条例の改正に伴う条例改正であって、同意できません。

よって反対です。

○委員長（三浦進吾君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第52号 甲斐市手数料条例の一部改正の件の採決を行います。

本案は起立により採決を行います。

本案に賛成の方のご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 賛成多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

ここで暫時休憩いたします。

職員の入れかえを行います。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時00分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第56号 甲斐市民温泉条例の一部改正の件、議案について当局の説明を求めます。

長谷川市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） お疲れさまです。

それでは、市民活動支援課から議案第56号 甲斐市民温泉条例の一部改正の件につきましてご説明申し上げます。

議案集の25ページ、それから議会資料につきましては37ページをお願いいたします。

まず、議案集の25ページ、甲斐市民温泉条例の一部を改正する条例の提案理由でございますけれども、燃料費、電気料の高騰などに伴い、厳しい経営状況にある甲斐市民温泉の収入を確保し、適切に事業推進を図るため、温泉利用料について現下の利用料金水準に鑑み、改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、議会資料の新旧対照表により説明をさせていただきますので、議会資料37ページをごらんください。

利用料改定案ですが、市内の小学生から中学生、68歳以上、それから身体障害者手帳持参者につきましては現行料金150円を200円に、高校生から67歳につきましては300円を400円に、また、市外の小学生以下につきましては300円を400円に、中学生以上につきましては600円を800円に、身体障害者手帳持参者につきましては150円を200円に改正するものでございます。

この改正案は一律におおむね3割の増額をするものであります。個々の利用料の改定額につきましてはいろいろな考え等があるかと思っておりますけれども、市民温泉の設置目的が市民の健康増進と福祉の向上を図るためのものであることや、68歳以上を配慮するなどのこれ

までの経過を尊重した中で、このような改正案とさせていただきました。

なお、この改定案の料金と平成26年度の実績の利用者数から試算しますと、最終的に約900万円が増収となる見込みでありまして、平成26年度の決算での最終赤字分約300万円と燃料費等の高騰分として、市から指定管理料の補填をいたしました約600万円を合計した約900万円を補えると考えております。

また、議案集の25ページに戻っていただきまして、附則でございますけれども、施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 指定管理者制度を導入してから大分赤字続きだということはわかるんですが、この指定管理者を導入した根拠について改めてお伺いしたいと思いますけれども、この3つの湯に対して根拠は何かというのをちょっとお伺いしたいのですが。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 民間の持っているノウハウを生かしながら、市民のサービス向上と適正な施設の管理運営を図るというふうなことで指定管理者を導入してございます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この指定管理者の27年度が最終年度でありますですね。今度5年間のあれですけども、やはり同じように5年間の指定管理ということになるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 委員さんがおっしゃるように、今回指定管理をお願いしている期間は5年間で、27年度が最終年度となっております。来年度から次期3期目の指定管理者期間となりますけれども、施設等がもう既に23年から27年ということで、かなり建築から年数が経過しているということで、施設も機械等がいつ大きな故障が出るかわからないというようなことも踏まえまして、次期の指定管理期間は3年ということで、10月

に募集を始めるといようなことで進めております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 指定管理者の期間は3年ということでありましてけれども、この値上げの一覧表がありますけれども、新旧対照表ですね。要するに今まで小学校から中学生まで150円が200円に50円値上げ、市内の場合ですがね。高校生から67歳までが300円から400円ということでありましてけれども、結局値上げをすれば利用する方が少なくなるのではないかとこのように思うんですよね。そうすると、値上げした分が先ほどちょっとちらっと言いましたけれども、値上げした分で補填をする。収入と、それから利用者が減少の場合の金額と、どういうことになるのかなと思う。やってみなければわからんと、それまでかもしれないけれども、一応予定としては900万の利益を上げようと、収入を上げようということのようですが、実際そのようにいくんでしょうかね。どうなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 委員さんのおっしゃるとおり、どの程度利用者が減るかということとはちょっと見込めない部分はあるわけですがけれども、北杜市等が昨年10月、料金改定を行ったところ、約半年ですけれども、5%程度の利用者の減が見られたということで、年間とすれば約1割くらいの利用者の減が出るのではないかとこのように見込んでおります。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） もともとこの市民温泉の意義というのは、やはり市民の福祉のための施設だという位置づけでつくられたわけですよね。その辺でこの要するに意義が薄れるようなことがあってはならないと。指定管理者制度を導入するということは、指定管理者そのものは利益を追求するわけですよね。そういう点ではサービスも大分問題になってきはしないかなと思うんですが、その辺はどうでしょうかね、現状ではサービスの状況。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 今回の一般質問等でもお答えしてございますけれども、アンケート調査を行った内容を見ますと、おおむね良好なサービスが提供できているのではないかとこのように判断しております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 一部釜無の湯のお風呂の床が非常に滑りやすくて転んだ方もいると。何かお年寄りが転べば大変なことになるんじゃないかというふうなことを聞いているんですよ。これは志麻の湯とか百楽泉なんかもやっぱり問題もあるのではないかなど。先ほど課長が言いましたように、大分年月がたっているということで、あちこちほころびがあるということのようではありますが、その辺の管理者への指導、やはりサービスを徹底するという点ではいかがですかね、今後も含めてお願いします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 施設等に対する苦情とか要望等があった場合については、指定管理者と相談する中で、できる限りの中で安全性を保つような形で対応しておりますし、今後もそういう形をとっていきたいと考えております。

○委員（樋泉明広君） ぜひサービスのほうはおさおさ怠らないようにひとつお願いをしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） すみません、26年度合計900万ですか、赤字が。ということで、値上げを3割に設定したという根拠、この900万を浮かせるために3割という設定をされたんですか。その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 先ほどの樋泉委員の質問にもありましたけれども、約3割の料金の増額ということで、約1,700万くらいの増額になるわけですが、先ほどお答えしたとおり、1割程度の利用者が減るというようなことで出てきた数字が900万ということで、昨年度の赤字補填分と電気料等の高騰に対する指定管理料の補填分の合わせた900万が補えるというふうな判断で、今回3割程度の増額をお願いするものでございます。以上です。

○委員長（三浦進吾君） 山本委員。

○委員（山本今朝雄君） もう一点、すみません。市外の料金、中学生以上600円から800円ということになっていますよね。これは僕も前にもちょっとそんなお願いをしたことがある

んですけれども、ちょっと高いといえますか、金額的に無理かなということをおもうんですよね。特に温泉の質がいいとかサービスがいいとかであれば、一旦離れてもまたお客さんが戻るかもわかりませんが、市内の民間の温泉なんかと比べれば、決していいことではないと思うんですよね。一旦離れば、まず戻ってこないような気がするんですよね。ですから、中学生以上の金額は年間かなりの金額になっていますよね。その辺のちょっと心配があるんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 委員さんがおっしゃっているのは、市外の中学生以上、一般の方というふうな形になるかと思えますけれども、まず利用者の割合からいきますと、約3.9%ぐらい昨年度の利用者の中では利用されているような形になっておりますけれども、ほかの民間と同等の料金設定ということの中でございますけれども、先ほど説明をしたような形でございますけれども、個々の区分につきましてはいろいろなお考えがあらうかと思えますけれども、今回今までの経過等を踏まえまして、一律の増額ということでお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員（山本今朝雄君） わかりました。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑は終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） これに関して、今改正することによって900万円の増額が見込まれるということなんですけど、問題は指定管理料を据え置いて、こういう形でやるのか、それとも多少なりとも管理料の見直しをするのか、その辺のところをどんな方向で考えているのか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 次期の指定管理者の募集につきましては、10月以降募集をかけていくわけでございますけれども、市のほうの考えとすれば、指定管理料につい

ては同等の金額でいきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） ぜひこれから指定管理とのやりとりもあるわけですが、その辺についてはきちっと管理料については現行維持の形の中で進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。これは要望で結構です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 前の委員会のときに山本委員がちょっと質問させていただいたんですが、たしか年間無料開放日が何日あるのか、その人数はどうなのか、その無料開放を例えば半分ぐらいに減らして有料にするとか、それから全てを例えば半額にするとかいう形で補填をすとかいう考え方は前回の委員会が出たんですけれども、その方向性はどうなんでしょうかね。たしか5日間ぐらいこどもの日からいろいろ敬老の日もそうなんでしょうかね。無料開放日があると思うんですよ。その辺の人数と、もしそれを有料であった場合はどのくらいだったのかとか、そういう数字はありますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

新津係長。

○市民生活係長（新津 誠君） 条例規則で定めております無料の日が年間5日ございます。

こどもの日、母の日、父の日、それから敬老の日、勤労感謝の日、それと市制祭、市制の記念日、9月1日、この6回がございます。その6回を足しますと約9,300の方が無料で入っているわけです。そのほかにこの前申し上げました梅の里カントリーとか、そういうようなのがございまして、年間で約1万人です。細かい数字を言いますと9,954人という形になります。五味議員が言いました、この前の常任委員会で質問ございましたけれども、梅の里カントリーにつきましては、この前、私がちょっと無料というようなことを申し上げたところがあるんですが、これにつきましては梅の里実行委員会との協定の中で上限を設けてございまして、一応10万円ということでやっておりますけれども、収入が入っております。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 市民サービスですから、これは無料を有料にしろとかいう無理なことは言いませんけれども、方向性はどうなんですか。そういったことも検討しなければならん

時期にもあるのかなと思うんですが、いかがですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 今回につきましては、利用料の改定ということで赤字補填という形をとってまいりたいと考えております。なお、次期の指定管理者の募集に關しまして、一応無料開放日については今後また内容を協議の上、変更する場合もあるということで募集をかけるようなことを考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第56号 甲斐市民温泉条例の一部改正の件の順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号 甲斐市民温泉条例の一部改正の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

ここでその他がございますので、説明を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） すみません、先ほど五味議員のほうから質問の中で新津係長が一部お答えをしたこととちょっと重複しますが、先日の常任委員会におきまして、五味議員から甲斐梅の里クロスカントリー大会参加者の無料開放についてご質問がございました。この件につきましてお答えをさせていただきます。

市民温泉の指定管理者であります山梨交通株式会社と甲斐梅の里クロスカントリー大会実行委員会で入浴料総額10万円を支払い限度とする協定を事前に締結しまして、クロスカントリー大会参加者は当日市民温泉の受け付けへゼッケンを提示の上、当日配布されます入浴券を出しますと無料で入浴することができるようになっております。参考までにお手元へ昨年配布いたしました市民温泉の案内チラシをお配りさせていただきました。

五味議員からのご質問に対する回答は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） いいですね、質疑はね。

次に、分割付託されました議案第55号 平成27年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受けたいと思います。それでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） それでは、そのようにいたします。

なお、審査は、初めに歳出について審査し、続いて歳入の審査を行います。

委員の発言は、一問一答方式で簡明にお願いします。

まず、歳出から説明を受け、審査を行います。

最初に、第2款総務費、第1項総務管理費、第9目交通安全防犯対策費及び第14目諸費について、市民活動支援課より一括して説明を求めます。

長谷川市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） それでは、引き続きまして、市民活動支援課より9月補正につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

一番上の表になりますけれども、まず、第2款総務費、第1項総務管理費、第9目交通安全防犯対策費の補正予算につきましてご説明申し上げます。

014の防犯対策推進事業につきまして、補正前の額5,894万9,000円に補正額100万円を増額し、補正後の額5,994万9,000円とする補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、LED防犯灯導入に向けまして、去る7月28日に公募型プロポーザルを行った結果、調査事業を株式会社関電工が8月5日から10月9日までの間行うこととなりました。

また、導入事業につきましては、日通商事株式会社が行うことになりまして、取りかえ工

事を11月下旬から来年の2月下旬までの間に行う予定となっております。日通商事株式会社とは調査でLED防犯灯への取りかえ対象となる防犯灯の数が確定した後、10年をリース期間とする長期継続契約を締結する予定となっております。取りかえ対象となる防犯灯の数を7,000灯として交換等の工事に要する経費、それから10年間の保守、維持管理費、金利等を合計した金額から一般社団法人低炭素社会創出促進協会から交付されます二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の1,500万円を差し引いた金額が10年間のリース料となりますけれども、約1億1,421万円を予定しております。一般社団法人低炭素社会創出促進協会から交付されます二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助事業完了年月日が平成28年2月末までになったことから、リース料金の初回支払いが平成28年3月となるため、1カ月分のリース料につきまして予算計上をお願いするものでございます。

次に、その下になりますけれども、第14目諸費の補正予算につきましてご説明申し上げます。

001の自治振興事業につきまして、補正前の額7,464万9,000円に補正額97万5,000円を増額し、補正後の額7,562万4,000円とする補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、大下条自治会が実施予定のスピーカーの新設、移設及び放送操作卓の取りかえなどの放送設備整備に伴う事業費約292万6,000円の3分の1に相当する補助金額の補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願い申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） ただいまの説明に対して質疑ございましたらお願いします。
ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。
続いて、傍聴議員の質疑を許します。
ございますか。
内藤議員。

○議員（内藤久歳君） この7,000灯というのは甲斐市全部でいいんですかね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。
長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 今現在甲斐市でうちのほうで把握している数字が約7,000灯ということで、この数字をもとにプロポーザルを開催しておりますけれども、実際

今回調査が終わったところで、今回取りかえ対象は全市ということになります。調査対象となりますものは現在調査の結果を待ちまして、若干外れるものが出てくるかと思えますけれども、その数はまだ現在調査が終わっておりませんので、数字のほうはまだ確定しておりません。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） さっきちょっと聞き漏らしたかもしれないんですが、調査が終わって実際工事に着手するのはいつごろからになるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 工事の工期が先ほど申しあげました10月9日までということで、工事につきましては11月下旬くらいを予定しております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） この同じ防犯灯のところなんですけれども、日通商事という会社の内容を教えていただきたいなと思って。それから入札、そのとき何社あったのかなと思ひまして。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

新津係長。

○市民生活係長（新津 誠君） 日通商事自体はリースを基本とする総合商社でございます。

それで、あと入札、プロポーザルはうちのグループ制を引かせていただきまして、リース会社、工事会社、調査会社とか、そういうものでグループをつくっていただきまして、一応2グループ応募がございました。2グループの中の1グループという形になります。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） その会社はわかったんですけども、実際は市内の電気屋さんとか何とか、そういうところを利用するということなんですけど、日通商事さんからそういうところに依頼をしてやるのか、実際は防犯灯をつけるのはどこの業者がやるのか、そこがちょっと見えてこないんですが、7,000灯というのはわかるんですよ。元請もわかった。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

新津係長。

○市民生活係長（新津 誠君） プロポーザルの実施の中にも地元業者を優先して使ってくれ
ということの条件を出しております。実際日通商事がとりまして、施工するのは関電工が施
工するんですが、その業者にも地元業者を優先として使ってくれと。そういうものも出して
もらいたいということもお話をしてございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第2款総務費、第1項総務管理費、第9目交通安全防犯対策費及び第14目諸費の
審査を終わります。

ここで暫時休憩といたしまして、職員を入れかえを行います。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第2款総務費、第2項徴収費、第2目賦課徴収費についての説明を求めます。

古屋税務課長。

○税務課長（古屋正彦君） 大変お疲れさまでございます。

税務課より補正予算につきまして説明させていただきます。

平成27年度9月補正予算説明書の10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。

中段になります。2款総務費の2項徴収費、2目賦課徴収費の23節償還金利子及び割引
料の600万円の増額の補正をお願いするものであります。

これは市税還付金に対するもので、当初予算額の2,000万円をもとに法人住民税の確定申
告、個人住民税の更正申告、固定資産税の更正などに伴い、過誤納となった場合には還付金
を納税義務者にお支払いしているところであります。

しかし、今回法人住民税及び個人住民税に係る予算において当初の見込みを超える還付金
が現時点で確定になり、今年度末までの支出を見込んだところ、不足することが予測される
ため、市税還付金を今回増額補正することとなりました。この市税還付金は個人住民税、法
人住民税、軽自動車税、固定資産税等の還付及び還付加算金に対応するものであります。

増額補正する内容につきまして申し上げますと、個人住民税につきましては医療費の控除、扶養者の追加、所得金額の減額等の更正による還付が主になる見込みとなっております。予算では当初予算額665万円に対して430万円不足する見込みとなっております。

また、法人住民税につきましては例年に比べ還付の件数は少なくなる見込みですが、法人の業績低下や大型企業の規模縮小などが大きく影響しまして、前年の実績に基づく予定納税から大幅に下がる法人があることから、法人住民税の当初予算額1,200万円に対して170万円不足する見込みとなっております。つきましては、満額執行となる見込みであります軽自動車税と固定資産税を除き、不足する見込みの個人住民税430万円と法人住民税170万円の合計600万円を今回増額補正させていただくものとなります。

以上、簡単ではございますが、補正予算につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第1款総務費、第2項徴収費、第2目賦課徴収費の審査を終了いたします。

次に、第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費について説明を求めます。

佐野市民窓口課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） お疲れさまでございます。

市民窓口課の9月補正予算について説明させていただきます。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費、補正前の額1億6,801万円、補正額106万9,000円、合計1億6,907万9,000円、補正額106万9,000円の財源につきましては、全額国庫補助金の予定でございます。

補正内容につきましては、010住基印鑑登録事務費で、マイナンバー制度開始に伴います人件費の計上でございます。第4節共済費13万5,000円と第7節賃金93万4,000円は、臨時職員1人分の10月から来年3月までの6カ月間の人件費でございます。この臨時職員の主な業務につきましては、本年10月5日から全国民に12桁のマイナンバーが付番されまして、通知カードが順次簡易書留郵便で世帯ごとに発送されます。このカードが確実に届くように居住実態の調査を行う予定でございます。また、来年1月1日からは個人番号カードが希望する方に対しまして通知カードと引きかえに交付されますが、でき上がりました個人番号カードの交付に伴います窓口業務を初め、仕分け作業や交付準備ができた旨の通知の発送業務等を主な業務としまして、今回補正予算をお願いするものでございます。

以上が市民窓口課の補正予算の内容でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費の審査を終わります。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時40分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第9款消防費、第1項消防費、第5目災害対策費について説明を求めます。

斉藤消防防災対策室長。

○消防防災対策室長（齊藤晴彦君） どうもご苦労さまでございます。

補正の説明に入る前に1点だけ報告をさせていただきます。

今回の台風に伴いまして、茨城県で多大な被害があったということで、きょう災害協定を中巨摩広域事務組合と焼却灰の受け入れで協定を結んでおります北茨木市より物資、毛布等の要請がございまして、管理者の中央市の市長よりうちの市長のところに要請がございまして、甲斐市として毛布300枚、あとアルファ米と飲料水について出せる部分だけを一応出させていただいて、きょうの夕方までに中巨摩広域事務組合のほうに搬入をさせていただいて、そのまま事務組合のほうできょう北茨木市のほうに持っていくという形になっておりますので、1点だけご報告をさせていただきます。

それでは、9月議会におきまして補正をさせていただきます内容につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書12ページ、13ページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費、5目災害対策費につきまして60万円の増額補正をお願いするものでございます。補正額の財源内訳につきましては一般財源でございます。

節ごとの説明をさせていただきます。004災害整備費、14節使用料及び賃借料60万円につきましては、山梨県との協賛で10月25日に開催することとなっております山梨県自主防災訓練に伴いますメイン会場等のテント、机、椅子等の借りに係る賃借料でございます。特にメイン会場におきましては、敷島島上条公園と敷島総合文化会館の駐車場を今回メイン会場として使用することになっておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第9消防費、第1項消防費、第5目災害対策費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時43分

再開 午前 11時44分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第10款教育費、第3項中学校費について説明を求めます。

横森学校教育課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 大変お疲れさまです。

学校教育課の補正予算についてご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

それでは、補正予算説明書の12、13ページをお開きください。

10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、14節使用料及び賃借料でございますが、148万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。内訳といたしまして、001竜王中学校費が45万2,000円、003竜王北中学校費が20万6,000円、004敷島中学校費が55万8,000円、005双葉中学校費が26万6,000円でございます。

補正の内容でございますが、国土交通省では平成24年4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を踏まえまして、貸し切りバスの安全運行を確保するため対策に取り組んでまいりました。その対策の一環として、新たな貸し切りバスの運賃・料金制度を平成26年4月1日から実施したところでございます。貸し切りバスの運賃・料金の改定によりまして、中巨摩総合体育大会、山梨県中学校選手権大会や山梨県中学校新人大会などに参加する際、会場までの送迎に使用するバスの借り上げ料が当初の見込みより増加し、不足が生ずるため、補正をお願いするものであります。

なお、平成26年度におきましては、新制度の移行に伴います経過措置として、新制度の実施予定日までに運送申し込み者と運賃・料金の合意がされている場合には、従前の料金を基準とした額を適用することができましたので、新たな運賃・料金は本年度から適用しているところでございます。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（三浦進吾君） 長田教育総務課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 教育総務課から9月補正の予算につきましてご説明申し上げ

ます。

議案書の24ページ、竜王中学校の大規模改修工事につきましては、当初予算編成におきまして平成27年度、平成28年度の2カ年の継続事業として施設整備を行うため、継続費を計上したところでございます。しかしながら、国からの交付金は全体事業に対する交付金ではなく、平成27年度事業に対する単年度の内示額にとどまっております。このため、今後は2期工事になります平成28年度事業を通常の単年度事業として国の交付金を要望して、当初予算に計上してまいります。

以上のことから、継続費の廃止をお願いするものでございます。

これで補正予算の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） ただいまの説明に対して質疑ございましたらお願いします。

ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑は終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 中学校が5校あるわけですが、玉幡が載ってないんですが、これは当然出場ないからということなんですけれども、そういう大会とか出なかったという認識でいいのか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 毎年度県大会とかに当然参加する部活動が多いところがありますけれども、今回は当初計上させていただきました予算の範囲内で賄うことができますので、補正はございません。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第10款教育費、第3項中学校費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

職員の入替えを行います。

休憩 午前 11時48分

再開 午前 11時50分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第5目企画費について説明を求めます。

内藤秘書政策課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） お疲れさまでございます。

それでは、秘書政策課から補正予算の内容を説明させていただきます。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、補正額665万4,000円でございます。右側の11ページに移りまして、8報償費640万円でございますが、ふるさと応援寄附金にいただいた方々へお礼として特産品等の贈呈品の経費の補正でございます。当初予算におきまして返礼の経費といたしまして80万円ほど措置しております。今年度返礼品としまして6月からワインビーフや放牧卵などを追加いたしまして、昨年と比べ品目も大幅にふやしたところ、寄附が増加しまして、入金額が現在の時点で約370万円と昨年1年間とほぼ同額の状況となっております。これに対応するため、今回贈呈品の経費の補正をお願いするものでございます。

それから、12役務費25万4,000円につきましては、寄附者の利便性を考慮し、郵便局を利用し寄附を行った場合の手数料を市側が負担いたしたり、9月からは寄附者が寄附をクレジットで決済することが可能な仕組みに取り組んでおりまして、これらの利便性への向上も相まって、寄附が増額をしておりますので、手数料の補正をお願いするものでございます。

以上、665万4,000円の補正内容でございます。

また、これに伴います歳入でございますが、補正予算説明書の6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

17款の寄附金、1項の寄附金として一般寄附金でふるさと寄附金でございますが、先ほどお話ししたように、寄附者の利便性を向上させたとことと品目の拡大により寄附金が増額しておりますので、現在のペースを想定しまして、1カ月200万円、9カ月分として1,800万円の入の補正をお願いしたところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第2款総務費、第1項総務管理費、第5目企画費の審査を終了いたします。

次に、歳入について審査を行います。

第14款国庫支出金から第18款繰入金までを一括説明を受け、質疑を行います。

当局の説明を求めます。

三井企画財政課長。

○企画財政課長（三井敏夫君） ご苦労さまでございます。

このたびの一般会計補正予算2,945万2,000円につきまして、財源となります歳入予算について一括して説明いたします。

議案22ページ、補正予算説明書6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、初めに、14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金200万円につきましては、この6月から母子生活支援施設へ1名入所しておりますが、10カ月分の措置費400万円の2分の1を国庫負担として見込むものでございます。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金106万9,000円は、個人番号カード交付事務費補助金でございます。これにつきましては、番号法施行に伴い、平成27年10月5日より通知カード、それから28年1月1日から個人番号カードの交付が始まりますことから、事務補助として臨時職員1名、6カ月分を歳出に計上してございます。全額が補助金として見込まれますので、歳出と同額を計上するものでございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金100万円につきましては、先ほどの国庫負担金と同様、母子生活支援施設への入所措置費400万円の4分の1を県負担分として見込むものでございます。

次に、17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、2節ふるさと寄附金1,800万円でございます。これは先ほども説明がありましたように、6月からふるさと応援寄附金の特典に多くの特産品などを加えたことやウェブサイト活用による申し込み決済システムを活用したことにより寄附金の増加に伴い、増額分を200万円と見込み、9カ月分の1,800万円を計上するものでございます。

次に、18款繰入金でございます。1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金738万3,000円につきましては、今回の補正財源の不足分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

なお、8ページ、9ページには18款1項の合計額が表示されてございます。

以上、歳入について説明いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

時間になりますけれども、時間延長して行います。

それでは、ただいまの説明に対して委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） すみません、寄附金のほうなんですけれども、ふるさと寄附金ということで、大体月200万ということなんですけれども、例えば今年度2カ月、3カ月の間にこの県の方々が何かこういう特定、例えば甲斐市にいろいろなかかりわり合いがあるとは思いますが、その分布状況というか、そういうのはわかるんですか。例えば東京の人がこのぐらいあるよ、何%あるよとか、いやいや、名古屋の人がこれだけあるよとか、その内訳というか。

○委員長（三浦進吾君） 答弁求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 全国的な都道府県別の分布というのはちょっと現在細かいことは手元に持っておりません、首都圏が多いというような形を考えております。9月以降、クレジット決済を始めたところ、7日間で76万8,000円という入金がございます、今後ど

らんどんふえていくということで、全体的な傾向、その分もほとんどネットで申し込みが多いので、少し落ちついたところで、今議員さんの言われている全国的な分布などの分析をしていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で歳入の質疑を終了いたします。

これより議案第55号 平成27年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、討論なしと認めます。

これより議案第55号について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号 平成27年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任をお願いします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 零時02分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、前回より継続審査となっております請願第27-2号 「戦争法案」に反対する意見書提出を求める請願書を議題といたします。

なお、本件については6月の定例会において付託され、本委員会はその際に紹介議員に出席していただいて一度説明を聞いて審査を行っております。そのため、説明及び質疑を省略し、再度各委員の意見をお聞かせ願いたいと思います。

それでは、滝川副委員長より順次ご意見をお願いいたします。

○委員（滝川美幸君） それでは、6月に市民の皆様からいただいている請願についてですけども、このときには戦争法案ということで私も戦争法案という言葉ではなかなかお受けできないものであるということで、慎重審議という形でお返事をしておりますが、今回改めて新しい形で請願をいただいておりますので、6月の請願につきましては不採択ということでよろしいのではないかと考えております。

○委員長（三浦進吾君） ありがとうございます。

続きまして、山本委員、お願いします。

○委員（山本今朝雄君） 前回のときも私も滝川さんの意見と同じでございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 続きまして、長谷部委員、お願いします。

○委員（長谷部 集君） 私も同じです。前回のときには慎重審議を求めるといふ部分では採択するということもあつたんですけども、やはり戦争法案という名前がひっかかって継続になっております。今回新しく出ておりますので、そちらのほうで進めたいと思いますので、この案件に関しましては不採択でお願いします。

○委員長（三浦進吾君） ありがとうございます。

続きまして、小浦委員、お願いします。

○委員（小浦宗光君） 私も同じ理由で不採択でお願いします。

○委員長（三浦進吾君） はい、わかりました。

続きまして、保坂委員、お願いします。

○委員（保坂芳子君） 不採択でお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） はい、わかりました。

続きまして、樋泉委員、お願いします。

○委員（樋泉明広君） ぜひ採択をお願いしたいということではありますが、内容につきましては、これはもう言い尽していることかもしれませんが、やはり戦闘地域への兵站あるいは治安維持活動、米艦船の防衛の武器使用、集団的自衛権行使、これこそまさに憲法を踏みにじる海外での武力行使だということで、多くの学者、特に憲法学者、弁護士、それから法制局長官、元最高裁判所の長官までも憲法違反の法案だということで、全国的にも多くの方たちが立ち上がって反対を唱えていると。特にこの戦争法案に対する地方議会の可決状況であります。144議会が反対と。それから慎重審議の意見書が181、全部で325自治体がこの法案

に反対あるいは慎重審議を求めているという状況であります。私はぜひ甲斐市議会として本請願の採択賛成をしていただいて、緊急に意見を関係当局、関係省庁に出していただきたいと、このことをお願いして意見とします。

○委員長（三浦進吾君） わかりました。

それでは、ただいまの委員のご意見を伺った中で、採択が1名。

それでは、本請願に対しまして採決をとります。

それでは、賛成の方のご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立少数です。

本請願は不採択とすることに決定しました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 零時08分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、請願第27－3号 「安全保障関連法案」の今国会における慎重な審議を求める請願書を議題といたします。

それでは、紹介議員より請願の内容等の説明をお願いします。

松井議員。

○議員（松井 豊君） 日本共産党甲斐市議団、松井豊です。

「安全保障関連法案」の今国会における慎重な審議を求める請願書について説明させていただきます。

最初に、委員長にお願いしますが、一応これを読み上げさせていただき、提案理由も含めて意見を述べさせていただきますので、その辺をご承知願いたいと思います。

請願人は、竜王健康友の会会長、甲斐市西八幡の望月優さん。介護老人保健施設あさひホーム施設長・医師、甲斐市西八幡の城所佑吉さん、それから、甲斐市島上条の小田切博さん、3名です。

紹介議員は私と樋泉です。

請願趣旨につきましては、「安全保障関連法案」＜「国際平和支援法案」および「平和安全法制整備（10本一括）法案」＞が現在、参議院で審議されています。安倍首相は、日本を取り巻く安全保障環境の変化の厳しさに対応し、国民の生命と平和な暮らしを守るために必要な法案であるとしています。これは昨年7月1日の閣議決定した集団的自衛権の行使を盛り込んだ法案です。

歴代の政府はこれまで海外での戦争や紛争に自衛隊を派遣した際、「非戦闘地域」でしか支援活動はできないという「歯止め」を設けていました。しかし、政府は「新三要件」を満たせば「非戦闘地域」に限定しないことをこれまでの国会審議の過程で明らかにしましたが、自衛隊が他国軍の戦闘行為に加担する不安は拭えないという思いが国民の中に広がるなど、法案に対する理解がまだ十分とはいえません。7月の共同通信社の世論調査でも「説明不十分」が80%を超えています。また、300を超える地方議会において法案に「反対」「慎重審議を求める」意見書が採択され、県内の少なからぬ議会で同様の動きが見られます。

このような状況の下において「安全保障関連法案」に対する国民への十分な説明責任を果たすとともに、慎重審議を強く求めるものです。

請願事項は、今国会における「安全保障法整備法案」の国民への十分な説明責任を果たし、慎重審議を尽くすことを強く求める請願の趣旨を理解され、議会の意見書採択を求めるものです。

補足的に説明をさせていただきます。

なぜ慎重審議かといいますと、座ってよろしいですか。立ったほうがいい。

まず1つは、公約にないものをいきなり持ち出し、強行してきていることです。NPO法案は一つの法案に160時間の審議をかけましたが、この安保関連法は11の法案があります。それをわずか80時間で強行しようとしたのですが、論議があった末、100時間程度の論議で終わりましたが、強行採決、与党単独で行っています。

また、参議院に場が移されましたが、ご存じのとおり、80回を超える説明不能、審議中断がありました。その重要な部分の1つは、自衛隊の内部文書でこの法案が国会で審議されると同時期に、詳細な部隊運用を検討していたこと。日米ガイドライン、日米軍事協力の普請により地球的規模で米軍の戦争に組み込まれる戦争マニュアルであることが明らかになったこと。昨年統合幕僚長が米軍幹部との会談で、この法案成立を夏までにと約束をした事実が明らかになり、戦前の軍部独走の再現と米軍従属の法案であることが鮮明になっています。

また、それに先立って、磯崎首相補佐官の法的安定性は関係ないというような発言もあります。こうしたことでさまざま審議が中断されてきたわけですが、中には安倍首相自身のやじで中断がされた経緯もあります。安倍首相は民主党の、これは新聞の記事の一部ですが……

○委員長（三浦進吾君） 松井議員、それはちょっとだめ。

○議員（松井 豊君） ということで、現在、民主・共産・維新・社民など野党7党が強行採決に反対をしています。世論も大きく盛り上がり、30日には総数12万人が国会を包囲し、全国で1,000カ所、数十万人が反対の声を上げています。とにかく強行採決すべきでないことは大方の了解が得られるところです。

説明を十分し、誠実で慎重な論議をお願いして、この法案の趣旨の説明といたします。すみません、請願ですね。失礼しました。

○委員長（三浦進吾君） ただいま紹介議員より説明がございました。

これに対して質疑がございましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより本請願について順次各委員より意見を求めます。

それでは、滝川副委員長からお願い申し上げます。

○委員（滝川美幸君） 結論的には今回これは採択させていただきたいなと思っております。

多くを語らなくても、今回この請願書を読ませていただいて、本当にまさにこのとおりであるということを感じております。私も反対の集会にも出たことがあります。そこで多くの女性たち、それから子供連れの方、それから学生たちが立ち上がっています。これを無視することができないのではないかと、これを非常に感じております。政府の強硬な態度を見ると、本当にもう少し国民が声を上げなければいけないのではないかと、今回本当につくづく感じておりますので、採択でお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 次に、山本委員、お願い申し上げます。

○委員（山本今朝雄君） 今回の安全保障関連法案ですか、なぜこんなに急いで成立をさせたかということ、本当に自分でも疑問に思うわけがございます。憲法解釈を正規の手続をとらなくて解釈を変えるというのは非常に重大なことなんですよね。ですから、もっともっと時間を尽くして国民の皆さんに理解を求めると、必要があると思います。ですから、今回のこの趣旨には私も賛成をさせていただきまして、採択でいいと思います。お願いします。

○委員長（三浦進吾君） わかりました。

続きまして、長谷部委員、お願いします。

○委員（長谷部 集君） 今回の請願は法案に対する反対ということではなく、慎重審議、そして十分な説明を求めるものですので、採択でお願いします。

○委員長（三浦進吾君） わかりました。

続きまして、小浦委員、お願いします。

○委員（小浦宗光君） 同じ理由で採択でお願いします。

○委員長（三浦進吾君） はい、わかりました。

保坂委員、お願いします。

○委員（保坂芳子君） 安全保障関連法案に反対ではないというふうには、私はこの請願書を見ても思いません。先ほどから慎重な審議というお話がありますがけれども、今回のこの法整備に関しまして、歴代6位、平成に入って安全保障関連法案では最長の衆議院ですが116時間を超えまして、参議院に入ってももう180時間超えているということでございます。野党議員の1人当たりの7時間以上、1つについてその時間も確保されておまして、野党側の要求に応えまして、原則として質疑時間の9割を野党の方に配分したと。首相の出席というのも45時間を超えているということで、決して慎重な審議をしてないということではないわけです。

そして、やはりここの文面なんですけれども、この5行目に海外での戦争や紛争に自衛隊を派遣した際とありますけれども、自衛隊というのは海外での戦争、紛争に派遣はできないと歴代も言っているし、今回の国際平和支援法、新しい新法の中でも例外なき国会事前承認、それから国連決議、国連決議のある国際共同対処事態でしか自衛隊の後方支援はできないこととした。これは公明党の主張でしたんですが、そのほか後方支援活動は戦闘の行われていない現場でしか実施しないとはっきりと明言しているわけですから、ここでの海外での戦争、紛争に自衛隊を派遣した際ということはありません。非戦闘地域でしか支援活動ができないという歯どめを設けていましたとありますが、これは歯どめは今もかけているし、これからも絶対かけていくということなんです。

そして、自衛隊が他国軍の戦闘行為に加担する不安を拭えないという思いが国民にあるという、これは拭えない思いをさせているとこの誰かがいるということでありまして、決して政府の説明とか私たちのことでは、これは自衛隊は他国軍の戦闘行為には加担はできないんです。やっぱりここがちょっと私は今回この請願に関しては納得できません。幾ら慎重審

議をとっても、やっぱりこの内容を見ますと、決して安全保障関連法案に賛成の立場ではこの請願を出してないと思いますので、これから国会でも恐らく通っていくと思うんですが、そのときにこの請願を意見書として我が甲斐市議会として出すのかということに対しては非常にもちろん反対であります。

もうちょっと言わせていただきたいんですけども、どうして今回の法整備が必要かという、皆さん誰も御存じだと思うんですね。とにかくある国では、あえて国の名前は言いませんけれども、わずか10分で核弾頭が日本全部を射程距離に入っていて、100発以上持っている。そして核開発も進んでいるという状況で、もしそれが飛んできたら、もうそれは撃ち落とさなければならぬわけですから、そういったことの安全保障環境がこの70年間、別に何もなくて守られたわけじゃなくて、今日本は自衛隊と安保条約にある、いわゆる米国との協力体制で守られているということは厳然たる事実であります。これを平時から有事への切れ目のない安全保障法制の整備をして、この新三要件の自衛権というのを守っていくというのが今回のことでありまして、先ほど申しましたように、核弾頭、弾道ミサイル、それから領域侵犯もありました。それから周辺海域の領土紛争、シーレーン確保など、またそのほかにも驚異的に軍事技術は発展しております。中国の軍事予算は日本の軍事予算の3倍以上です。それから新たな脅威もテロリズムというのがあります。それからサイバー攻撃、こういった存在を考えますと、今のままでは日本の安全は守れないので、何も無いときから何かあったときまでの切れ目のない安全保障法制を整備することは喫緊の課題であります。

本当に私の自分の父親も、それから母親も戦争体験者です。この間、一般質問でされましたけれども、私も自分は体験してないけれども、父親と母親、父親は負傷して帰って来ました。そういう話は随分聞いております。私も戦争は絶対反対であります。だからこそ戦争を起こさないような今そういう準備が必要なわけです。それを具体的に言っているのは今回安全保障法制でありますので、じゃ、何をしてかわりにやるのかと聞きたいぐらいです。

自衛隊もPKOの法案のときもさんざん反対されましたけれども、20年間かかってこの実績というのはすばらしいものがあります。世界各国から要請があります。橋とか道とかも全部技術的なもので平和の貢献度はすばらしいものがあります。これからも今回の法整備によってさらに自衛隊の安全確保というのは二重にも三重にもロックされたというのが私の印象でございますけれども、そういったこともありました。余り長くなりますので、このぐらいにしますけれども、今回のこの請願に関しましても、決して安全保障関連法案を認めた上での請願とは思えませんので、不採択とさせていただきます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） はい、わかりました。

続きまして、樋泉委員、お願いします。

○委員（樋泉明広君） この慎重審議の請願書の採択を私もお願いをしたいという立場で発言をしたいと思います。

先ほどお隣の保坂さんから、今度の安全保障法案を完全に成立させて国を守るとかということになっておりますが、抑止力というのではなくて、平和外交によって中国とも韓国ともどこの国ともやはり平和的に解決をする。武器をやっぱり装備すれば、ますます相手も軍事力を増していくと。つまり際限のない軍備増強ということになります。今度の来年度の予算を見ても、軍事費が大分多くなってきていると。これは安倍政権になってからもそうなのですが、ことしの軍事費も大分上がってきておりますけれども、やはり軍事費を上げるんじゃなくて、平和外交のもとに頑張っていくということが基本じゃないかということをもまず言っておきたいと思っておりますけれども、この請願の趣旨にも強調されておりますけれども、安全保障関連法案というのは国民の生命や平和な暮らしを守る法案ではなくて、逆に国民の命、それから平和、これを脅かす法案だと。テロ攻撃とかアメリカと一緒に海外で戦争をするというふうな内容になっておりますですね。やはり戦闘地域での兵站、治安維持活動、これはアメリカ艦船、先ほども言いましたけれども、米艦船の防衛で武器を使用するか、もちろん集団的自衛権でアメリカと一緒に海外で武力行使をするという内容でありますよね、この法案は。これに対しては圧倒的多数の憲法学者、弁護士、先ほども言いましたけれども、元の法制局長官とか元の最高裁判所長官がもう憲法違反だというふうなことで言っております。

また、高村自民党副総裁は、国民の理解が得られなくても法案を成立させると意気込んでおりますけれども、国民に法案を十分理解させる説明を国会の審議でも行われたい、そういうことがこの高村自民党副総裁の言葉から出ているのではないかなと、こんなふうに思います。この法案が国会に提出されると同時に、日米で詳細な部隊の運用を検討されていることもご承知のとおりです。自衛隊の内部文書で明らかにされております。また、昨年末に河野統合幕僚長は米軍中樞部と会談をして、この法案もことしの夏までに成立させるという約束までしております、まさに国会にこの法案が出される前からもう話をしているという状況です。まさに戦前の軍部の独走の再現と言ってもいいと思います。

こうした問題をうやむやに国会審議抜きで強行採決など許すわけにはいきませんし、やはり国民が納得できる慎重審議、徹底審議が不可欠である。国民の6割以上が今国会の法案成立

に反対をしておりますし、野党7党の党首も政府案の強引な採択に反対をしております。全国で先ほど言いましたけれども、325以上の議会で、山梨県内でも北杜、韮崎、甲府市、中央市、南アルプス市でこの法案の慎重審議の意見書が提出されております。ぜひ甲斐市においてもこの請願書を採択して、意見書を関係省庁、また安倍総理に対して出す必要があるというふうに思います。ぜひ採択賛成をお願いしたい。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 以上で各委員さんのご意見を拝聴したわけでございます。

それでは、ここでちょっと休憩をとりたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時28分

再開 午後 零時28分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

それでは、請願第27-3号 「安全保障関連法案」の今国会における慎重な審議を求める請願書について採決します。

本請願は起立により採決を行いたいと思います。

本請願に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立多数です。

本請願は採択とすることに決定しました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

暫時休憩とし、意見書案を配付いたします。

休憩 午後 零時29分

再開 午後 零時31分

○委員長（三浦進吾君） それでは、会議を再開します。

先ほど採択されました請願は関係機関への意見書の提出が求められておりますので、これより意見書案について協議を行いたいと思います。

それでは、事務局よりご説明をお願いします。

山岡係長。

○書記（山岡広司君） それでは、皆様のほうにお配りをさせていただきました意見書案について朗読をもって説明させていただきます。

「安全保障関連法案」の今国会における慎重な審議を求める意見書（案）。

「安全保障関連法案」、「国際平和支援法案」及び「平和安全法制整備法案」が現在、参議院で審議されています。安倍総理は、日本を取り巻く安全保障環境の変化の厳しさに対応し、国民の生命と平和な暮らしを守るために必要な法案であるとしています。これは昨年7月1日の閣議決定した集団的自衛権の行使を盛り込んだ法案です。

歴代の政府はこれまで海外での戦争や紛争に自衛隊を派遣した際、「非戦闘地域」でしか支援活動はできないという「歯止め」を設けていました。しかし、政府は「新三要件」を満たせば「非戦闘地域」に限定しないことをこれまで国会審議の経過で明らかにしましたが、自衛隊が他国軍の戦闘行為に加担する不安を拭えないという思いが国民の中に広がるなど、法案に対する理解はまだ十分とは言えません。6月中旬の共同通信の世論調査でも「説明不十分」が80%を超えていました。約300の地方議会において法案に「反対」「慎重審議を求める」意見書が採択され、県内の少なからぬ議会においても同様な動きが見られます。

このような状況において、政府は「安全保障関連法案」に対する国民への十分な説明責任を果たすとともに、慎重審議を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上になります。

○委員長（三浦進吾君） ただいま事務局から意見書（案）について説明が終わりました。

この意見書案について修正箇所が皆さんにございましたら意見を伺いたいと思います。ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） しかしというところがあります。政府は「新三要件」を満たせばというところがありますが、7行目からですね。ここの部分、政府は「新三要件」を満たせば「非戦闘地域」に限定しないことをこれまで国会審議の経過で明らかにしましたがとありますが、ここの部分はよく精査して、ここのちょっと根拠をきちっと聞きたいし、どこでどん

なふうに言ったのかというので、ここは私はちょっと納得いきません。ここを削っていただいて、あとはいいかと思えますけれども。

○委員長（三浦進吾君） 先ほど事務局のご説明の中に、ここにちょっと見て訂正がございます。今国会におえるとありますけれども、おけるということでいいですね。

今、保坂委員のほうから。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今言ったことと、それから、もし国会で審議が通ってしまった場合は、これは出さないということでしょう。そこをちょっと聞いたかったんですけども。

○委員長（三浦進吾君） ただいま2つ保坂委員のほうから提案が出ておりますけれども、それに対してご意見がございましたらお願いいたします。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 政府の新三要件、これはもうはっきりと出している内容で、これを外すということは法案そのものの中身を変えるということになりますから、これはできないと思いますよね。ですから、ぜひ入れておいてください。

それから、もう一つ、国会で16日に採決をとる動きがありますけれども、しかし、甲斐市議会としてやはり本会議を29日じゃなくて、前に臨時を開いてやるという手もありますので、その辺も十分今後検討していつてもらってやってもらいたいと。今の保坂委員に対する意見として反論として述べさせていただきます。

○委員長（三浦進吾君） 今、委員の意見はございますけれども、それに対して各委員の皆さんの意見をもらおうと、また複雑になりますけれども、なかなかこのことに関しまして、このままの提案でいいのか、それから国会で通った場合にどうするかということでございますけれども、何かそれに対してご意見ございましたらお願いいたします。

〔「よろしいですか。提案者からちょっとこの件について、今の」「委員じゃない」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） そうです。そのとおりです。

よろしいですか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 先ほども保坂委員のほうから、しかしのところから1行半を削除という話がありましたけれども、私の思いで言うと、今回の意見書というのは慎重審議あるいは国民への十分な責任を求めるものですので、ここの1行半が抜けたからといって、この意

見書の趣旨が変わるわけではないので、保坂委員が言っているように、1行半これを削っても問題ないかなと思っております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 最後にちょっと話が出ましたけれども、来週ですか。来週16日とか18日ということで、参議院で成立があるようでございます。そうした場合に、これが10月1日になりますと、慎重審議を求めるというちょっとその辺が日付がどうかということがありますけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） ただいま山本委員からお話がありました。それに対して委員の皆さんから何かございましたらお願い申し上げます。

○委員（樋泉明広君） 法案が通った場合の対応ということですか。

○委員長（三浦進吾君） そうです。

○委員（樋泉明広君） 先ほど言ったように、私は本会議をもっと前に開くような、そういったことも可能じゃないかと。

○委員長（三浦進吾君） 休憩いたします。

休憩 午後 零時40分

再開 午後 零時51分

○委員長（三浦進吾君） それでは、会議を再開いたします。

いろいろ慎重審議ありがとうございます。

先ほどの意見書（案）を協議させていただきましたが、委員の皆さんからこの修正はないということでございますので、また、賛成の皆さん方にはご署名いただいて、次のその他に入りますけれども、よろしいですか。

じゃ、その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、なければ、この前の意見交換会について報告をさせていただきます。

前回の委員会において、学校関係者と図書館関係者との意見がございました。今回は甲斐市において「じんじん」上映に当たり、実行委員にもなることや、また一度も意見交換会をしていないこともあり、図書館協議会と実施することに決めさせていただきました。

時期については10月の中下旬から11月の上旬、平日の昼間に実施したいと思います。日程については、私とまた事務局で調整させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） では、そのようにさせていただきます。

また、日程等が決まりましたらファクス等でお知らせしますので、よろしく申し上げます。
次に、事務局から何かございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

委員におかれましては、慎重審議ご苦労さまでございました。

以上をもちまして、総務教育常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまです。

閉会 午後 零時 5 5 分